

工事費内訳書提出要領（R8.4.1改正部分）のQ & A【受注者向け】

番号	Q	A
1	今回追加された経費について、いくらで記載すればよいのでしょうか？算出方法はありますか？	各経費の定義に当てはまる費用について、貴社が見積もる金額を記載してください。
2	該当がない経費は空欄にすればよいですか？	該当がない経費は空欄とせず、0と記載してください。
3	内訳書について、新たに追加された項目を記載すれば、県が指定する様式を使用しなくてもよいですか？	内訳書の様式は任意ですが、公告に添付された様式に記載されている事項を、すべて記載するようにしてください。
4	記載された労務費等の金額によって入札無効となりますか？	無効とはなりません。ただし、設計額1億円以上の土木一式工事、建築一式工事において、以下に当てはまる場合は、無効とします。 ・材料費、労務費の合計が直接工事費を上回る場合 ・法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金の合計が現場管理費を上回る場合（営繕工事においては、建退共制度の掛金が現場管理費を上回る場合） ・安全衛生経費が工事原価を上回る場合（営繕工事においては、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費の合計が工事原価を上回る場合）
5	工事費内訳書に労務費等を記載しなかった場合、入札は無効となりますか？	当面、記載が無いことにより直ちに無効とはなりません。ただし、落札候補者となった際に、開札日から起算して2日以内（休日を除く。）に、メールまたは持参により記載したものを追加提出してください。 なお、設計額1億円以上の土木一式工事、建築一式工事において、追加提出がされない場合は無効となります。
6	改正後の内訳書では、法定福利費を「うち法定福利費の事業主負担額」と「法定福利費概算額（税抜）」の2ヶ所記載しないといけないのでしょうか？	従来の内訳書で記載項目となっていた「法定福利費概算額（税抜）」は削除します。
7	工事原価のうち安全衛生経費について、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」の表4「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）で示されている、直接工事費に含まれる仮設費等（足場等）についても含めて記載しなければならないのか？	当該表に示された経費を、工事原価の内数として記載してください。
8	労務費ダンピングの判断基準となる官積算の労務費とは、「積上げ積算方式、施工パッケージ型積算方式」で計上される労務費を指し、市場単価や標準単価方式で計上される労務費は含まない、と理解してよいのでしょうか？	労務費ダンピング調査では直接工事費の総額のみを確認するため、労務費の金額は判断基準となりません。
9	理由書はいつまでに提出すればよいですか？	提出を指示された日から起算して2日以内（休日を除く。）に、メールまたは持参により発注機関に提出してください。
10	理由書を提出しなかった場合、入札は無効となりますか？	期限内に理由書が提出されない場合は、建設Gメンに通報を行います（無効とはなりません）。
11	理由書の様式は決まっていますか？	HPに様式を掲載しますので、そちらをご使用ください。
12	合理的な理由とは具体的にどのようなものですか？	国土交通省が公表している「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」のP34を参考としてください。
13	直接工事費が一定水準を下回り、理由の確認が必要となった場合、理由の確認が完了するまで契約締結できないのでしょうか？	理由の確認を待たずに契約を締結します。
14	理由の確認の結果、注意を受けた業者は次回以降の入札等に影響がありますか？	現時点では未定です。
15	合理的な理由がない場合の注意は、指名停止措置要領に規定される文書注意に該当しますか？	文書注意には該当しません。
16	建設Gメンに通報された案件は、立入検査等の対象となるのでしょうか？	通報された案件は、今後の建設Gメンによる調査や建設業法第31条に基づく立入検査の対象となる可能性があります。